

「鹿沼市自治基本条例」 骨子(案)

平成23年3月22日事務局

*この資料は各部会で検討しもらうための素案で、条文の中にこんな内容を入れてはどうかと整理したものです。
今迄、全体会や各部会で検討した資料もあわせて掲載しています。ご参考に検討ください。

鹿沼市自治基本条例を考える会の見解

- 自治とは「個人や地域の人々の幸せを求めるとともに住んでいる人達が、自分達の出来る事は自らの手で解決すること」
- この条例は、最高規範性をもつものであり、基本理念を示すものである。
- 鹿沼市らしさをだす

〈鹿沼市自治基本条例づくりの目的〉

- 地域主権の自治を進めるため⇒そのルールを定める＝鹿沼市自治基本条例
- (内容は) ・自分たちのまちづくりは、自分たちで決めるためのルール
- ・まさに市民が主体となって自治を進めるためのルール
- ・まちづくりを考え、政策を考える時に照らすためのルール
- (効果は) ・市のまちづくりの体質強化、人がかわっても基本方針は普遍
- ・市政運営がわかりやすくなる
- ・国の法律、県の条例・規則に対する「基準」になる

〈INDEX〉

前文		第4章	情報の共有(第9条)
第1章	総則(第1条-第3条)	第5章	住民投票(第10条)
第2章	市民自治と協働(第4条-第5条)	第章
第3章	議会と行政(第6条-第8条)	第章

前文

- ・市民憲章の趣旨
美しい山や川にかこまれたさつきの花咲く鹿沼市は、恵まれた風土と伝統のもとに栄えて産業のまちです。
わたしたちは、このふるさとに誇りをもち、希望あふれるまちづくりをめざして、この憲章を定めます。
- ・健康都市、平和都市、環境都市宣言のまちづくり趣旨
- ・新たな自治の形・まちのあるべき姿
- ・その実現には市民の主体性、参加、協働が必要
- ・自治基本条例を制定する意義や目的、市民の決意
- ・豊かな自然と伝統文化を守り、安全安心に暮らせるまち
- ・豊かな心を育んだ人づくり
- ・品格のあるまち
- ・自然と文化に育まれた人たちが永久に豊かに住まえる
- ・老若男女が手を携え、人情味豊かな、心あたたまるまち
- ・地域の”きずな”を大切に、市全体の一体感を保ちながら
- ・地域のことは自らが考え、自らが行動するまちに
- ・地域の独自性、コミュニティーの確立された自治を推進する
- ・市運営の最高規範としての理念を定める

(前文資料) グループ討議 (H21.12~H22.2) のまとめ

テーマ

鹿沼市をどんなまちにしたいか?

- | | |
|---|-----------------------|
| 環境にやさしいまち
豊かな自然と和めるまち | 魅力のあるまち/活気のあるまち |
| 安全・安心に暮らせるまち
子供とお年寄りが安心して暮らせるまち | 品格のあるまち
みんなにやさしいまち |
| 豊かな「こころ」を育むまち/心豊かで夢のあるまち
ふるさと(住んでいること)に自身と誇りをもてるまち | 信頼できる行政 |

テーマ

鹿沼市の悪い・劣る・改善したいところ、弱点・苦手なもの

- | | |
|--|--|
| 子供やお年寄りにやさしくない
(安心して遊べる場所がない/ふれあいがすくない) | 保守的 (新しいものを受け入れにくい)
(新しい取り組みが遅い) |
| 施設づくりに問題あり
(人が集まるような施設が少ない/障害者は住みにくい)
市街地の施設が少ない/中心市街地が暗い/限界集落 | 非革新的 (時代の変化に対応が遅れている) |
| 市民力が弱い/文化・伝統への関心が少ない
市民活動に広がりが無い | 斬新的 (地域の協力が弱く計画のまとまりがない) |
| 地場産業の衰退
市行政の一貫性に欠ける/市役所、議会に不満あり
生活基盤が悪い | 消極的 (声をあげるのが苦手)
問題意識が弱い
若者を育てる風土が乏しい
マナーが悪い |

テーマ

鹿沼市の良いところを探そう(資産・資源・守りたいもの)

- 文化資産/多様な文化/文化財
伝統文化のにぎわい/伝統行事/誇れる観光地がある
- 豊かな自然環境/恵まれた産業(名産品、特産品)
- すばらしい人物・温かい人柄/郷土愛、豊かな人材の活用
地域のふれあい/市民活動が活発

第一章; 総則

〈第 1 条〉 (条例の目的)

- ・鹿沼市の自治の基本理念を示す＝「市民自治」
- ・市民自治によるまちづくりの推進
- ・安心安全なまち、市民福祉の向上
- ・市民自治によるまちづくりの推進
- ・市政運営の諸原則の定める市民自治の確立
- ・市民と市と議会が連携、協力し、住みよいまちづくりをおこなうために

検討のポイント

*何を目指しているのかを簡潔に

*市民・行政・議会それぞれが手を携え、協働して住みよいまちづくりに取り組み、絆を深め合い人情味あふれる新しい時代をつくっていく内容に

〈第 2 条〉 (文言の定義)

*用語の意義を定め、解釈を一つにする

- ・住民＝住民基本台帳に記載されている者
- ・市民＝住民＋市内で活動する人（通勤・通学者、市民活動協力者、外国人）
- ・市民等＝市民＋市内で活動する団体（NPO, 事業者等）
- ・事業者＝市内に事務所等を有する法人又は個人
- ・市＝市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、消防、固定資産評価委員、水道事業管理者
- ・協働＝市民、行政、（議会）が互いの立場を理解し、地域の問題解決など共通の目的・目標に向かって連携・協力する

検討のポイント

- *事業者
- *まちづくり
- *コミュニティ
- *NPO

〈第 3 条〉 (基本理念)

- ・鹿沼市条例の最高規範の位置づけ、本条例遵守の工夫
- ・市民自治によるまちづくりのルール
- ・行政・議会は市民自治を基本とした行政運営、議会活動を推進

検討のポイント

*自治やまちづくりの目標や進め方を明らかにする

第二章;市民自治と協働

〔第 4 条〕 (市民自治を担う人の役割)

- ・市民の(権利)と責務
 - 市民の安全安心の暮らしを守る
 - 市事業・地域活動への参加、協力
 - まちづくりへの市民参画＝企画・立案・事業実施への参加
 - 伝統文化を守る
 - 条例等を遵守する
 - 議会への積極参加、意見を述べる(議会との協働)
- ・こどもの参加
 - 将来のまちづくりの意見を聴くために、参加(参画)する仕組みづくりと
 - 将来のまちづくりを担うために子どもの育成をする
 - まちづくりの参加の権利の保障

検討のポイント

- * 権利と同時に責任(役割)をもつことに注意
- * 自治の基本は市民である
- * 自己責任を基本とする
- * 他の住民等を尊重しながら協働・連携すること
- * 災害(緊急)時への対応

〔第 5 条〕 (協働の進め方とコミュニティ)

- ・市の役割
 - 市民の安全、安心な暮らしを守り、生活福祉の向上を
 - 市民の提案、参加を受け入れ、まちづくりの方向性をしめす
 - 地区コミュニティセンターの機能(各種団体の支援)
- ・地区コミュニティ推進協議会等の組織化とし全体の連絡調整を進める
- ・地域コミュニティ予算
- ・協働のまちづくりを進める上で、人づくりに努める
- ・自治会
 - コミュニティ活動の中心となる組織
 - 地域課題を協働して解決していく場
- ・市民提案制度
 - 提案、企画立案、事業実施、評価の各段階で市民個人、市民組織・団体に
 - 参加できるしくみ(「言いだしっぺ提案制度」)
- ・市民活動への支援制度

検討のポイント

- * 市職員が果たす役割の重要性から当条例に職員の責務、育成に関する規定をおく必要がある
- * 分権・協働の時代に、市民と共に市職員はどうあるべきか
- * 市は、市の職員が一市民として市民活動に参加できる環境整備を図る
- * 協働のルールづくり
- * 市民活動支援のルール
- * 提案のしくみづくり

第 4 条の資料 (市民自治を担う人の役割)

市民の権利	①行政施策、地域活動に参画する権利 ②より良い鹿沼市をつくるために安全安心で健康な暮らしができる権利 ③市民の必要とする情報を知る権利
市民の役割	市民は、住みよいまちづくりに常に関心を持ち、自主的に提案、参加する。
市民の責務	①まちづくりの主体は市民であることを自覚し、行政施策や自治会等の地域活動へ参加、協力を努めること ②市民一人一人の安全安心で健康な暮らしを守ること ③伝統文化を守ること
* 市民 (責務)	①責任を持って市長を選ぶ ②鹿沼のまちづくりの主体は市民であることを自覚し、行政の事業や政策に積極的に参画し、その実行に自らも出席し係わりを持つ ④行政の行う説明会や議会で行う公聴会に出席し、ある時は発言し傍聴する。
行政に対する評価のやり方	①市民から見た評価をおこなうために市民参加が必要 ③市民は評価がどのように行政に反映されたか検証する訂版01
地域の発展・活性化の予算 (コミュニティの予算)	②市民は、提案に責任を持ち積極的に参加(企画・立案・実行)しなければならない (言いだしっぺ提案制度)
子どもの参加	将来のまちづくりの意見を聴くために、参加(参画)する仕組みづくりが必要。 将来のまちづくりを担うために子どもの育成が必要だ。(人づくり) まちづくりの参加の権利の保障。 範囲:未成年者(20歳未満)

第 5 条の資料 (協働の進め方とコミュニティ)

地域の発展・活性化の予算 (コミュニティの予算)	①行政や議会は、市民が提案し参加できる仕組みづくりや制度化に努めなければならない⇒提案窓口が明確で、難しい手続きを要さない。(アイデアレベルでも提案できる仕組みが必要) ③行政は、地域の課題改善への市民の自主的な提案に対して審査制度、予算援助の仕組みを明確にする。
市からの市民活動(NPO)への支援	市からの援助、支援の仕組み制度が必要だ(プレゼンによる審査制度が必要)(助成金、施設料の減免、備品の貸出等々)
市民参加とは	①市民が自ら企画、立案して参加する市民参画が必要。 ②行政が企画した所へ自分の意思で率先して参加するもの。ルールを守ることも参加。
人づくり、市民参画のルールづくり	市は、市民参画のきっかけとなるしくみづくりをする。 ①各種委員会や審議会等のメンバーには、必ず公募市民を入れる。 ②市民が提案、企画立案、事業実施、評価を行う「市民提案制度」をつくる ③地域課題を解決するための住民活動に行政が支援する。 市民は、地区コミュニティ活動に参加しやすいしくみづくりを行う。 ※「市民提案制度」⇒内容は別紙
市民と議会との協働	①議会は市民に対して、積極的に情報の公開をし、市民との意見交換をおこなわなければならない。 ②議会は市民の意見を把握し政策の提言・立案をおこなう ③市民は議員に対しもっと積極的に自分の考えを述べる
協働とは	市民は、住みよいまちづくりを目標とし市民と行政、市民と議会が連携・協力すること
コミセンの役割	コミセンは地域コミュニティの中核となる。各種地縁団体の支援・行政的機能・公民館的機能
人づくり	市民と市(行政)は、魅力ある地域づくりをするための「人づくり」と人材活用に努めること。 地域の課題などを考えさせる仕組み・ルールや、きっかけづくりが必要である。
自治会とは	自治会は、そこに住んでいる誰もが住んでよかったと思えるような地域社会の実現に向け、地域全体の様々な課題を協働して解決していく場である。 住民相互のコミュニケーションづくりの中心となるものであり、市民はその責任として、これを守り育てるものとする。
自治会のあり方	(地域住民の追加) 自治会は、地域住民の自治意識の向上を図るため目的と役割を明確にする (00)
自治会とは	地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適に住みやすくするために、地域(町名)等を基本として結成された任意の団体であり、地域の問題解決に取り組むコミュニティの中心的な担い手である。 ⇒まちづくりの主体のひとつとして、他の各種団体を含めた検討が必要 ※自治会の設立 S.62年(以前は町会・区) ※他の地域団体(各種団体) 老人会、PTA、市子連、婦人防火クラブ 地区コミュニティ推進協議会(自治会協議会+各種団体)
コミュニティ(01) ←コミュニティとは	コミュニティは、地域の共有・協働の場。 災害等の問題に団結して対応するために、市民同士のつながりを持っておくことが必要。 市民は、ふれあいの場の創出、市民の連携を深めるきっかけづくりの場である地域の行事等に積極的に参加することが必要である。 市民同士が同じ目標・目的意識を持つことと、議論が必要 魅力ある地域づくりにはリーダーとなる「人づくり」が大切。 地区コミュニティ推進協議会(自治会+各種団体)の組織化と、市全体の連絡会が必要。 市は、コミュニティ活動に対し、資金的援助、人的援助を行う。

第三章 議会と行政

〈第 6 条〉 (議会)

・議会の責務と役割

議会：市民の意見を良く聞き、市民のための政策の提言と議決をする
市の監視と評価をおこなう
予算決算を厳格に審査する
説明責任と情報公開の徹底
議員：市民の意見を良く聞き、市民の立場で平等に行動する
自ら審査能力、政策提案能力の向上を図る

検討のボー

*議会基本条例との連携

〈第 7 条〉 (行政)

・市の責務と役割

市民の安全、安心な暮らしを守り生活、福祉の向上をさせる
住みよいまちづくりのため公平、公共性と協働の理念を持って効率・効果的な行政運営を行うと共に、積極的に市民の提案参加を受け入れ、まちづくりの方向性を示す
市民生活の安定、安心のための政策決定し、効率的、効果的な予算運営を進める
市民が参加しやすい仕組みを、情報公開を行い市民に対して説明責任を果たす

・市長の責務と役割

市民の意見を聞き、市の政策を提案し職員の統括を行い公平な市政運営を行なう
市の役割と責任を理解して、市民の立場で仕事をしなければならない

・職員の責務と役割

市民から常に情報収集に努め、政策に添った実務をおこなう
職員は市の役割と責任を理解して、市民の立場で仕事をおこなう

〈第 8 条〉 (行政運営)

・基本構想/計画

総合計画を策定する場合は、広く市民の参加を得て策定する。又、必要に応じ改廃が生じた時は、議会の承認を得て策定する。総合計画に関する情報を市民に公表する。新たな行政需要にも対応出来るように

・予算

総合計画を踏まえての予算編成、財政事情を考慮、優先順位の明確化
執行計画の策定、会計原則遵守、適性且つ効率的執行
市民への情報提供、市民意見提案できるしくみ

・行政の手続き

市民の権利利益を保護するものであるから、公平公正かつ透明性が確保されなければならない
手続き方法は、簡素で且つ適宜に行われなければならない

・行政評価

市は、市民から見た評価がどうであるかを確認、その評価を公表する
手続き方法は、簡素で且つ適宜に行われなければならない

・意見・要望・苦情

市民から意見、要望等があった場合、事実関係を良く調査し速やかに処理(対応)する
市民が受ける不利益に対する救済体制の整備を図る

検討のボー

*本条例を市政運営の基本に

第 6 条の資料 (議会)

議会の役割	①市民の意見を良く聞き、市民生活の安定、安心のための政策の提言と議決をする。 ②市の監視と評価をおこなう。 ③予算決算を厳格に審査する
議会の責務	①予算、決算、政策の議論の場であり、しっかりした監視、監督をおこなう。 ②議会としての説明責任と情報公開の徹底を図る。
議員の役割	市民の意見を広く聞き政策の提案をおこなう。
議員の責務	①市民の立場で平等に行動すること。 ②議員自ら審査能力、政策提案能力の向上を図ること。 ③広く市民等の声を聞き政策の立案、議会の運営に反映させる。
議会への市民参加	①議会への市民参加の制度づくりが必要【例】議会モニター制度・議会からテーマをもらい、公募委員はテーマ別に意見を出す(課題型活動)
議会の政策立案	①議員は施策を立案するときは、良く研究、研鑽を行い市民に対して立案内容を広く公表する。 ②議員は行政に対し、企画段階から行政に各資料等の提出を求め、行政は提出するよう義務化する。
議会活動の説明責任や情報公開	①市民へわかりやすく説明する。 ②市民に対して活動報告会や意見交換会を開く。 ③中間での報告や、提案などの経過を説明する。

第 7 条の資料 (行政)

市の役割	市民の安全、安心な暮らしを守り生活、福祉の向上をさせる。
市の役割	市は、住みよいまちづくりのため公平、公共性と協働の理念を持って効率・効果的な行政運営を行う行政運営にあたっては、積極的に市民の提案参加を受け入れ、まちづくりの方向性を示す。
市の責務	①市民生活の安定、安心のための政策決定し、効率的、効果的な予算運営を進める ②情報公開を行い市民に対して説明責任を果たす ③市民が参加しやすい仕組みをつくる
市長の役割	市長は市民の意見を聞き、市の政策を提案し職員の統括を行い公平な市政運営を行なう
市長の責務	市長は市の役割と責任を理解して、市民の立場で仕事をしなければならない
市職員の役割	市民から常に情報収集に努め、政策に添った実務をおこなう
市職員の責務	職員は市の役割と責任を理解して、市民の立場で仕事をしなければならない

第 8 条の資料 (行政運営)

基本構想/計画	①総合計画を策定する場合は、広く市民の参加を得て策定する。又、必要に応じ改廃が生じた時は、議会の承認を得て策定する。 ②総合計画に関する情報を市民に公表する。③新たな行政需要にも対応出来るように。
行政の手続き	①市民の権利利益を保護するものであるから、公平公正かつ透明性が確保されなければならない ②手続き方法は、簡素で且つ適宜に行われなければならない
行政に対する評価のやり方	②市は評価の公表をすること
意見・要望・苦情に対する対応	①市は、市民から意見、要望等があった場合、事実関係を良く調査し速やかに処理(対応)する ②市民が受ける不利益に対する救済体制の整備を図る。
情報の共有/公開/提供	市は、事業計画の決定前に市民へ情報提供して意見を集めなければならない。 共有情報とは⇒広域避難場所、防災・防犯情報、市からのお知らせ、地域の課題、自治会活動、地域の情報など;解説に
監査	①内部監査、外部監査ともに適正な監査を実施し、その結果を市民に公表する。 ②外部監査は、市民が加わった民間組織による監査が望ましい。
内部告発(公益通報)	①市民は公平、公正な行政運営を守るために行政に他する不当要求に関する公益通報をすることができる。 ②市職員は適正且つ構成な業務執行が行われず、業務執行を妨げ、市民の信頼を損なうような行為を知ったときは、内部担当部署に通報しなければならない。 ③通報者はそれを理由に不利益をこうむることのないようにする
事業仕分け	①評価したものは市民に公表し、翌年度の予算に反映させる。見直しの項目については、翌年度どのように改善されたかを公表する②毎年継続して行うべきである

第四章;情報の共有

〈第 9 条〉 (情報の共有)

市民、市、議会：必要な互いの情報を得ることができ、情報を分かりやすく提供しなければならない
市と市民と議会は、まちづくり活動で知りえた個人情報を保護しなければならない
情報公開や個人情報保護については別途条例で遵守する

第 9 条の資料 (情報の共有)

情報の共有/公開/提供 市は、事業計画の決定前に市民へ情報提供して意見を求めなければならない。市民も、行政と同様に情報をわかりやすく、正しく、早く、平等に伝えることが必要。共有情報とは ⇒広域避難場所、防災・防犯情報、市からのお知らせ、地域の課題、自治会活動、地域の情報など
個人情報の保護 (プライバシー) 市民は、自治会等が行う自治活動に対する個人情報の提供にはできるだけ協力し、かつ自治活動において知り得た個人情報を保護しなければならない。情報公開や個人情報保護については個別条例で対応する。
情報について 市民と行政と議会は、協働するために必要な互いの情報を共有することができ、且つその情報を分かりやすく公開しなければならない

第五章;住民投票

〈第 10 条〉 (住民投票)

市民生活にとって重要な事案:市民は必要に応じ住民投票を行なうことができる
(具体的には、別途「住民投票条例」を制定すべき)

対象:
事案:合併、ダムなどの国等大型公共事業(将来に向けて直面する課題)
産業処理・処分場、空港、原子力発電所など

検討のポイント

*住民投票請求：住民基本台帳に記載されている者の署名 ⇒ 1/50~1/30
*有効投票： _____ %以上

第 10 条の資料 (住民投票)

住民投票 市民の生活にとって重要なことについて、市民は必要に応じて住民投票を行うことができる。対象事案、対象者、実施要件などは個別条例で対応する。
(※条例に載せるかどうか、載せ方は今後の検討課題)
①対象者:住民(外国人は除く)
②年齢:18歳以上(高校卒業程度であれば判断がつくため・成人(20歳)までの準備期間にもなる・子どもの権利条約、児童福祉法では18歳未満が「子ども」)
③事案:将来に向けて直面する重要課題④どうなれば実施できる?:住民台帳の1/50以上の署名など⑤実施にあつての個別条例:別途設置

その他の課題

- ・国・県・他市との関わりは
- ・NPO (非営利団体) について